

令和7年度「飯舘村立までの里のこども園」 利用申し込みのご案内



飯舘村教育委員会

飯舘村立までの里のこども園では、令和7年度の入園児を募集します。
現在、までの里のこども園に入園しているお子さんも利用申し込みが必要
になりますので、入園を希望する方は下記のとおりお申し込みください。

また、住所が飯舘村以外の方が、までの里のこども園に入園を希望する
場合（新入園児及び在園児共に）は、住所のある市町村にお申込みください。

入園対象児

村に住所がある方、または父母の勤務先が飯舘村の方のお子さんと、以下の年齢区
分の方。

年齢区分	生 年 月 日	定 員※2
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ	30名
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ	30名
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ	30名
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ	20名
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ	20名
0歳児	令和6年4月2日～令和6年12月1日生まれ※1	9名

※1 生後4か月からの受入れとなります。 ※2 職員体制によりこの限りでない場合があります。

教育・保育の認定について

住所のある市町村（※4）で、保育の必要性の有無やお子さんの年齢により、教育・
保育の認定を受けていただき、認定された区分に基づき、教育・保育を行います。

認定区分	年 齢	内 容	利用時間
1号認定	3歳児	こども園での教育を希望する場合	午前8時30分～ 午後1時10分
2号認定	以上	「保育を必要とする要件」に該当し、 保育を必要とする場合	午前7時～午後6時 ※3
3号認定	3歳児 未満	「保育を必要とする要件」に該当し、 保育を必要とする場合	午前7時～午後6時 ※3

※3 「保育を必要とする要件」に合わせた利用時間。午後6時～午後7時は延長保育（要申込み）

※4 「住所のある市町村」とは、住民登録されている市町村を指します。

保育を必要とする要件

2号認定・3号認定を受けるには、以下のいずれかに該当することが必要です。また、申請には各種証明書の提出が必要です。

要 件	内 容	提出が必要な書類
就 労	家庭内外で仕事をしている場合(月 48 時間以上)	就労証明書(村指定様式)
妊 娠・出 産	母親の産前産後(出産前後2か月ずつ)	母子健康手帳の写し
疾 病・障 害	病気や負傷、心身に障害のある場合	障害者手帳、医療機関の診断書
介 護・看 護	親族を常時介護、看護している場合	介護保険証の写しまたは医療機関の診断書
災 害 復 旧	火災、風水害等の復旧にあたっている場合	り災証明
求 職 活 動	日中求職活動をしている場合(原則 2 か月以内)	求職活動申立書(村指定様式)
そ の 他	上記に類する状態にあること(詳しくはお問合せください)	事実を証明できる書類

入園申込みの流れ

- (1) 飯舘村に住所のない方は、住所のある市町村へお申込みください。
※申込み方法、書類等については各市町村へお問い合わせください。
 (2) 飯舘村に住所のある方は、以下の流れになります。

申込み期間 令和6年11月1日(金)～11月25日(月)

- ① 入園申込書 ② 支給認定申請書(すでに認定証をお持ちの方は「現況届」)
 ③ 保育を必要とする事由を証明する書類(2号、3号認定の場合)をまでのりの里のこども園へ提出。

なお、11月26日以降も随時受付を行いますが、受け入れ人数を超えた場合は上記期間内に申し込みされた方が優先となります。また、スクールバスの運行や新年度保育用品等の準備のため、可能な限り上記の期間内に申請してください。



認定証の交付・入園決定 12月中旬

初めて認定を受ける方及び認定区分が変わる方には、申請内容により保育が必要かどうか認定区分を決定し、認定証を交付します。(既に認定証をお持ちの方には、認定証の交付はありません)併せて、入園承諾書を送付します。



入園説明会 令和7年1月27日(月)

新入園の保護者とお子さんを対象に入園説明会を実施します。詳しくは対象者に後日通知します。



園生活について

(1)利用日時等について

1号認定	利用時間：午前8時30分～午後1時10分 開園日：月曜日から金曜日 休日：土日祝日、春季・夏季・冬季休業日、繰替休業日 ※保護者の通院や冠婚葬祭等により、一時的に利用時間を超えて保育が必要な場合は、一時保育が利用できます。利用の都度、園に申請が必要です。
2号認定 3号認定	利用時間：午前7時～午後6時（保護者の就労等の時間による） 開園日：月曜日から土曜日 休日：日祝日、年末年始

(2)保育料等について

保育料及び教材費等は、全ての年齢区分において基本無料です。ただし、住所や保護者の就労状況等により無料とならない場合があります。

また、PTA会費（一人1,000円）はご負担いただきます。

(3)通園方法について

1号認定・2号認定は保護者の送迎のほか、スクールバスによる送迎（対象エリアにお住まいの方に限ります）を利用できます。なお、スクールバスのルート・運行時間は、申し込み状況により決定します。3号認定は、保護者による送迎をお願いします。

(4)給食・おやつ代について

完全給食です。給食費・おやつは無料です。食物アレルギーをお持ちの方はご相談ください。土曜日は、給食がありませんので弁当持参となります。

(5)制服等について

1号認定・2号認定には、制服・運動着・カバンを支給します。2着目以降は、実費の半額または全額をご負担いただきます。

(6)延長保育について

2号認定・3号認定は、午後6時から午後7時まで延長保育を実施しています。利用の際は事前の申請が必要です。なお、延長保育料は月額2,000円となります。ただし、市町村民税が非課税の世帯は無料となります。

(7)慣らし保育について

新入園児には、お子さんが無理なく生活を送れるよう、入園日から2週間程度、短い時間の保育から始める慣らし保育を行います。

申込み提出書類

下記の区分ごとに提出書類を確認の上、お申し込みください。

1号認定	(新入園児) ①入園申込書 ②支給認定申請書 (在園児) ①入園申込書
2号認定	(新入園児) ①入園申込書 ②支給認定申請書 ③保育を必要とする事由を証明する書類 ※5 (在園児) ①入園申込書 ②現況届 ③保育を必要とする事由を証明する書類 ※5
3号認定	(新入園児) ①入園申込書 ②支給認定申請書 ③保育を必要とする事由を証明する書類 ※5 (在園児) ①入園申込書 ②現況届 ③保育を必要とする事由を証明する書類 ※5

※5 P.2「保育を必要とする要件」に合わせ、ご用意ください。

※ 現在飯舘村に住所のある方で、令和6年1月1日に飯舘村に住所がない方は、以前の市町村民税所得課税証明書を添付してください。

◆注意事項

- ・全ての書類は、事実に基づいて正確に記入してください。
- ・申し込み後、保育を必要とする事由や家庭の状況に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。必ずこども園または教育委員会ご連絡ください。

申込み期間

令和6年11月1日（金）～11月25日（月）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

申込み先

までいの里のこども園に郵送または直接提出してください。

○までいの里のこども園

〒960-1803 飯舘村伊丹沢字山田 380

☎0244-42-0229

○飯舘村教育委員会

〒960-1892 飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580-1

☎0244-42-1631

